

# ～徳島県手をつなぐ育成会～

## 免許・資格取得者等の紹介

職員と利用者さんの『心の絆』を深めるためには、お互いを理解することが必要です。

徳島県手をつなぐ育成会では、その人の立場に立って、その人が**必要な時に必要なこと**を提供できるように、資格の取得や研修会への参加を積極的に行っています。必要な知識や技能を得ることで、利用者さんの支援の向上を図っていきたいです。

また、**専門性を生かし自ら意欲的に行動できる**職員を育成していきたいと思っています。

下記以外の研修会修了者等もたくさんありますが、主なものを紹介します。

### 【福祉系の免許・資格等】

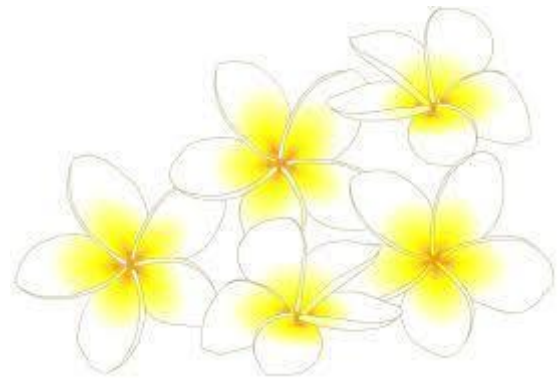
- 社会福祉士 1名
- 精神保健福祉士 1名
- 介護福祉士 7名
- 介護職員初任者研修課程修了者 7名
- 強度行動障害支援者養成研修（実践者研修（指導者研修））修了者 7名
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 17名
- 児童指導員 2名
- 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 4名

### 【教育関連の免許・資格】

- 幼稚園教諭2種免許 2名
- 保育士資格 2名

### 【医療系の免許・資格】

- 看護師免許 1名
- 准看護師免許 1名
- 管理栄養士免許 1名



\*平成28年3月29日現在の状況です。

\*資格取得者等の人数は、延べ人数です。

## 【福祉系の免許・資格等】

### ●社会福祉士とは？

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う人のことです。

### ●精神保健福祉士とは？

精神障害者の保健や福祉に関する専門的知識と技術を持ち、社会復帰への相談援助を行う人のことです。

### ●介護福祉士とは？

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う人のことです。

### ●介護職員初任者研修課程修了者とは？

在宅・施設を問わず最低限の知識・技術とそれらを適用する際の考え方のプロセスを身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践できる人のことです。

### ●強度行動障害支援者養成研修修了者とは？

(実践者研修(指導者研修))

強度行動障害の状態を示す者に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができ、他の従事者に支援方法の伝達ができる人のことです。

(基礎研修)

強度行動障害の状態を示す者の障害特性の理解及び支援方法を習得し、行動障害児者に対する適切な支援を実施できる人のことです。

### ●児童指導員とは？

0～18歳までの児童福祉施設で生活する子どもたちを、保護者に代わり援助、育成、指導する人のことです。

### ●同行援護従業者養成研修一般課程修了者とは？

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる人のことです。

## 【教育関連の免許・資格】

### ●幼稚園教諭（2種免許）とは？

幼稚園（学校教育法第1条に規定されている学校）で働くには、幼稚園教諭という免許状が必要です。免許状には、専修、1種、2種の3種類がありますが、2種の免許をとれば幼稚園の教員になることができます。

幼稚園教諭は、毎朝登園した幼児の健康状態をチェックし、音楽、絵画、運動や遊びなどの指導をします。子どもたちへの直接の教育のほか教室の掃除、カリキュラムの作成、園児の行動記録など多岐にわたることを業とする人のことです。

### ●保育士資格とは？

保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする人のことです。

## 【医療系の免許・資格】

### ●看護師免許とは？

厚生労働省の免許を受けて、傷病者や褥婦の看護や診療の補助を行なうことを業とする人のことです。

### ●准看護師免許とは？

都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師または看護師の指示に従って傷病者や褥婦の看護や診療の補助を行なうことを業とする人のことです。

### ●管理栄養士免許とは？

厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理およびこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする人のことです。